

サステナ開示・保証、暗号資産等に 関する改正金商法案、国会提出

金融庁

去る4月10日、「金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律案」が国会に提出された。

わが国の金融・資本市場の變化に対応しつつ、成長資金供給を拡大するとともに、市場の公正性・透明性および投資者保護を確保するため、次の制度を整備するもの。

企業のサステナビリティ情報の開示・保証

投資家にとって重要な情報である、気候変動等に係る企業のサステナビリティ情報について、比較可能性を向上させつつ、開示の充実を図り、信頼性を確保するため、次の改正が行われる。

- ・一定のプライム市場上場企業に対し、サステナビリティ開示基準に基づく情報開示および第三者保証を義務づけ
- ・セーフハーバー・ルールを規定
- ・保証の提供者者に対し、登録制・業規制を導入

暗号資産に係る規制の見直し

国内外の投資家において暗号資産が投資対象と位置づけられている状況を踏まえ、イノベーション促進の観点にも留意しつつ、利用者保護の充実を図るため、暗号資産取引に係る規制を資金決済法から金商法に移管する。

スタートアップ企業への資金供給の促進

投資家保護に留意しつつ、開示規制緩和やプロ投資家の裾野拡大を図ることにより、スタートアップ企業への投資をさらに促進するため、次の改正が行われる。

- ・有価証券届出書の提出免除基準の引上げ↓5億円未満の資金調達について提出を免除(現行：1億円未満)

- ・プロ投資家向けの資金調達に係る勧誘対象範囲の拡大↓プロ投資家になるための移行手続を行っていないものの、プロ投資家の要件を満たし、高い情報分析能力等を有する者に対し、簡易な情報提供でのプロ向けの勧誘制度の利用を可能とする(ただし、仲介する証券会社には適合性原則等の行為規制が適用)

有価証券に関する不正取引規制等の見直し

近年、有価証券に関する不正取引等において、違反行為として捕捉できない事例や、課徴金による違反行為の抑止が十分な事例、調査協力が得られない事例等が発生していることを受け、次の改正が行われる。

- ・インサイダー取引規制の対象者の範囲拡大
- ・課徴金制度の見直し
- ・調査権限等の拡充

法務

CGTコード改訂案、公表

金融庁・東証

去る4月10日、金融庁および東京証券取引所は、コーポレー

トガバランス・コード改訂案を公表した。コメント期限は5月

今月の税務

日付	項目	備考・コメント
5月11日(月)まで (5月10日が日曜日のため)	① 源泉所得税および特別徴収住民税の納付(令和8年4月分)	① 源泉所得税には復興特別所得税の額を含む。
5月中において都道府県の 条例で定める日まで	② 自動車税・鉦区税の納付(都道府県知事)	② 賦課期日は4月1日。
6月1日(月)まで (5月31日が日曜日のため)	③ 法人の確定申告、納付、延納の届出(令和8年3月期) 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税(法人事業所税)、法人住民税 ④ 申告期限延長承認法人の法人税確定申告 1ヵ月延長法人(令和8年2月期) 2ヵ月延長法人(令和8年1月期) ⑤ 消費税・地方消費税の確定申告(1ヵ月ごと)(3月期) ⑥ 消費税・地方消費税の確定申告(3ヵ月ごと)(3月、6月、9月、12月期) ⑦ 法人の中間申告(半期・9月期) 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税 ⑧ 消費税・地方消費税の中間申告納付 直前期年税額4,800万円超のとき 1ヵ月ごと(3月期を除く) 直前期年税額400万円超のとき 3ヵ月ごと(6月、9月、12月期)	③～⑧ 法人の事業年度(課税期間)の終了日は各月末日とする。 ⑤～⑥ 消費税課税期間の短縮特例は適用後2年間継続が要件である。

15日。

成長投資等の経営資源の適切な配分をはじめとして、企業が中長期的な価値向上に向けた本質的な取組みに注力できるような後押しする観点から、「コンプライ・オア・エクस्पライン」の対象となる原則の内容を抽象的かつ概念的なものに限定し、各原則の実効的な実施を支援するための具体的な内容や趣旨・背景を記載した「解釈指針」を新設している。

主な改訂内容は次のとおり。
成長投資の促進

取締役会の役割・責務として、成長投資等に向けた取組みの重要性を明記している。

経営資源の適切な配分に関し、不断に検証を行うべき内容として、現預金等の金融資産や実物資産等の経営資源を成長投資等に有効活用できているかが例示されている。現預金を含めたこれらの資産を保有することは常に否定されるべきものではなく、会社が保有の必要性・合理性を説明できる限りにおいて、適正な水準の現預金等を保有することも経営資源の配分の一環として考えられることに留意が必要である。

取締役会の機能強化

現行のコードに記載のある取締役会の中核的な責務は原則に記載し、具体的な例示等の部分は「解釈指針」に移管するとともに、必要に応じて加筆を行っている。

また、特に独立社外取締役の実効性向上に向け、独立社外取締役の果たすべき役割・責務、質・量の確保、独立性確保の重要性を強調するとともに、議長や独立社外取締役を含めた取締役を支援する重要な役割を果たす事務局（コーポレートセクレタリー等）の機能強化を推進すべき旨も追記している。

有報の定時株主総会前の開示

原則において、有報を株主総会前に提出することを、株主総会における権利行使に係る適切な環境整備の重要な例として記載する。

適用時期

遅くとも2027年7月までに、改訂されたコードに関する事項について記載したコーポレートガバナンス報告書を提出するよう求められる。

ポジティブ・メンタルヘルズ

1人だけ、1つだけ、1日だけ

メンタルクリエイティブ 江口 毅

送別会、壮行会、歓迎会、祝賀会など、年度替わりの時期は何かとイベントが多いものです。なぜだか今年は、例年以上に招かれることや企画することが多かったです。大勢が集まって会食する場が苦手な筆者にとっては、疲労感を覚える1カ月でした。

筆者は、知らない人と話すのが不得手、仲良くなるまでに時間がかかる、うわべの話への関心が低い、気持ちが盛り上がるまで時間がかかるといった特徴を持っています。なので、大勢の会食の場をできることなら避けたいと常々思っています。しかし、毎度欠席できるわけでもないので、数年前に自分なりに対処法を考えました。それは、多くの人と少しずつ話すのではなく、1人だけとじっくり話して帰るのです。

それを実践するようになってから、所在なげに立ち誰かが話しかけてくれるのを待つことや複数の人とうわべの話を繰り返すことが減りました。そして、何より1人とじっくり話すことで、その人のことをもっと知りたいという気持ち自然而然に持てるようになり、会食後もその人との付き合いが続くことが増えました。

他にも役に立つ場面があります。

送別会、壮行会、歓迎会、祝賀会など、年度替わりの時期は何かとイベントが多いものです。なぜだか今年は、例年以上に招かれることや企画することが多かったです。大勢が集まって会食する場が苦手な筆者にとっては、疲労感を覚える1カ月でした。

筆者は、知らない人と話すのが不得手、仲良くなるまでに時間がかかる、うわべの話への関心が低い、気持ちが盛り上がるまで時間がかかるといった特徴を持っています。なので、大勢の会食の場をできることなら避けたいと常々思っています。しかし、毎度欠席できるわけでもないので、数年前に自分なりに対処法を考えました。それは、多くの人と少しずつ話すのではなく、1人だけとじっくり話して帰るのです。

それを実践するようになってから、所在なげに立ち誰かが話しかけてくれるのを待つことや複数の人とうわべの話を繰り返すことが減りました。そして、何より1人とじっくり話すことで、その人のことをもっと知りたいという気持ち自然而然に持てるようになり、会食後もその人との付き合いが続くことが増えました。

他にも役に立つ場面があります。

送別会、壮行会、歓迎会、祝賀会など、年度替わりの時期は何かとイベントが多いものです。なぜだか今年は、例年以上に招かれることや企画することが多かったです。大勢が集まって会食する場が苦手な筆者にとっては、疲労感を覚える1カ月でした。

筆者は、知らない人と話すのが不得手、仲良くなるまでに時間がかかる、うわべの話への関心が低い、気持ちが盛り上がるまで時間がかかるといった特徴を持っています。なので、大勢の会食の場をできることなら避けたいと常々思っています。しかし、毎度欠席できるわけでもないので、数年前に自分なりに対処法を考えました。それは、多くの人と少しずつ話すのではなく、1人だけとじっくり話して帰るのです。

それを実践するようになってから、所在なげに立ち誰かが話しかけてくれるのを待つことや複数の人とうわべの話を繰り返すことが減りました。そして、何より1人とじっくり話すことで、その人のことをもっと知りたいという気持ち自然而然に持てるようになり、会食後もその人との付き合いが続くことが増えました。

他にも役に立つ場面があります。

改正法人税等会計基準案へのコメント対応、検討開始

—ASBJ、税効果会計専門委

去る4月6日、企業会計基準委員会では、第100回税効果会計専門委員会を開催した。

企業会計基準公開草案94号「法人税等に関する会計基準（案）」等のコメント対応について検討を開始した。

また、4月9日開催の第574回親委員会でも審議が行われた。

主なコメントとその対応案は次のとおり。

課税対象利益を基礎とする

税金と判断する単位の明確化

「外国子会社合算税制やオープリンノベーション促進税制のように、法人税法において『所得の金額（または欠損金額）』に含めて課税されるものについて、課税対象利益を基礎とする税金に該当すると整理される場合、その考え方やおよびその旨を結論の背景または補足文書等で明らかにすべき」、「課税対象利益を基礎とする税金」の計算単位の考え方を明確にすべき」とのコメントが寄せられた。

金額も含めた概念として、法人税等合計という用語が使われている部分は、税金費用としたほうが無難」との意見が聞かれ、事務局から再検討する方向性が示された。

第574回親委員会でもその方針に賛意が聞かれた。

適用初年度における表示および注記

「住民税（均等割）」を法人税

等から売上原価、販売費及び一般管理費または営業外費用に表示する場合、適用初年度の表示・注記方法をより具体的に記載すべき」とのコメントが寄せられた。

これに対し、事務局は「住民税（均等割）の取扱いの変更は、会計方針の変更として取り扱う。また、会計方針の変更とした場合、新たな会計方針の遡及適用および特段の注記も要しない」との対応案を示した。

専門委員からは「会計方針の変更とする以上、注記が必要では」との意見が聞かれた。

第574回親委員会では「適用初年度の手当てはされているので、注記は不要と考える」との意見が聞かれた。

専門委員からは「法人税等調

金融資産の減損に関する公開草案のコメント対応、検討

—ASBJ、金融商品専門委

去る4月6日、企業会計基準委員会では、第253回金融商品専門委員会を開催した。

金融資産の減損に関する金融商品会計基準案等のコメント対応について審議が行われた。

また、4月9日開催の第574回親委員会でも同様の審議が行われた。

主な審議内容は次のとおり。

予想信用損失の算定方法

「簡素化された予想信用損失の算定方法において、最も可能性が高い中心となる将来予測シナリオに信用損失が発生しないべき」とのコメントに対して、事務局から、予想信用損失適用指針64項に「ただし、当該将来予測シナリオの考慮にあたっては、信用損失が発生する可能性が非常に低い場合であっても、信用損失が発生する可能性を反映する必要がある。」と追加する案が示された。

専門委員から、「この表現は、当該可能性がゼロ%とすること

が認められないと解釈され得るため、信用力が非常に高い発行体に関する債券についての補足文書（案）における記載との整合性を確認したい」との意見が聞かれた。

第574回親委員会でも、同様の意見が聞かれ、事務局から「補足文書とは別の規定と考えている」との回答があった。

償却原価に係る会計処理

「収益認識会計基準の範囲に含まれる取引から生じた受取手形、売掛金等のうち重要な金融要素を含むものについて、金利差額調整法における定額法を認めてほしい」とのコメントに対して、「金融商品実務指針案105—2項の簡便法で実務負担は軽減されるので、特段の定めは設けない」との対応案が示された。

専門委員から「仮に金利差額調整法における定額法を認めないとしても、コメントへの対応において、補足または整理をしてほしい」との意見が聞かれた。

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考
2026年4月9日	AI活用における民事責任の解釈適用に関する手引き	経産省	AIを用いたサービスやシステムが事故に寄与した想定事例を題材に、主として不法行為法等の観点から解釈適用上の論点および考え方の整理を行ったもの。目的・検討対象を示したうえで、AIの類型に応じた責任判断の方向性、各想定事例における責任判断の考え方の、立証や手続に関する論点をまとめている。 https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/ai_utilization_civil/20260409_guideline.html
2026年4月10日	法令及び会計基準の適用時期一覧(有価証券報告書・決算期別)	ASBJ	有価証券報告書の作成に活用するため、今後適用が開始される法令および会計基準について、その適用開始時期を示した一覧表。リース会計基準、金融商品実務指針の改正等について、対応する法令と会計基準等を示し、2026年3月期～2027年9月期における早期適用・原則適用を示している。 https://www.fasf-j.jp/jp/wp-content/uploads/sites/2/tekiyou20260331.pdf

金融

原油高と雇用低迷が示唆する 今後の米金融政策

3月17、18日に開催された米連邦公開市場委員会(FOMC)では、政策金利であるフェデラル・ファンド金利の誘導目標レンジが3.5〜3.75%に据え置かれた。当日のFOMC声明文では、景気は底堅く拡大し、雇用増加は低水準、失業率は大きく変わらず、インフレはなお高めの認識が示された。しかし、4月8日に公表された議事要旨をみると、注目すべきは据え置き自体ではなく、その背後で金融政策の判断が一方向ではなくなっていた点だ。

米連邦準備制度理事会(FRB)が重視する個人消費支出(PCE)物価指数は、1月が総合指数で前年同月比2.8%上昇、コア指数で同3.1%上昇となり、2月推計も総合指数2.8%、コア指数3.0%と高止まりしている。一方、失業率は2月に4.4%と2025年9月と同じ水準だったが、雇用増加はなお低調なままになっている。加えて、中東情勢を受けた原油価格の上昇も無視できない。原油先物の期近物価格は会合間

に約50%上昇し、市場の1年先の期待インフレ率を示す指標も約50ベースポイント上昇した。議事要旨によれば、先物市場が示す政策金利見直しでは、利下げが十分に織り込まれる時期は12月まで後退した。さらにオプション市場でも、従来の「年内1回利下げ」から「年内据え置き」へと最も有力な見方が変化し、来年初にかけての利上げ確率も約30%まで上昇した。つまり、原油高による物価上振れが続けば利上げ、逆に景気や雇用の悪化が強まれば利下げもあり得るという見方が意識される状況になっている。

短期金利の見通しが揺れ始めたこと自体が、市場にとって新たな不安要因になりつつある。もともと、これはただちにFRBが利上げへ転じることを意味するものではない。本当に重要なのは、今後の金融政策が利下げ時期の問題ではなく、インフレ抑制と雇用下支えのどちらを優先するかという、より難しい判断の問題に移ってきたことである。

証券

米・イランの停戦交渉決裂と 株式市場

米国・イラン戦争は1カ月を過ぎても戦闘停止の兆しがみえず、世界的な焦燥感が広がってきていた。4月に入ってパキスタンが仲介する形で両国の停戦協議の開催が浮上、実現の動きが加速化した。その前に行われたトランプ米大統領のイラン情勢を総括する演説に失望し、同時株安となっていた世界株価は大きく反発した。日経平均で見ると、3月末の51,063円から4月10日には56,924円まで回復した。10日間で約11.5%の上昇である。世界の株式市場がいかに停戦を望んでいるかの表れであろう。

停戦協議が仲介国パキスタンで開催されたことは画期的といえようが、事前の両国の交渉条件の対立の激しさからして、交渉妥結を予想する声は乏しかった。結果は交渉決裂であり、両国の首脳がはじめて行った対面協議は成果なしで終わった。両国の対立の頂点は、やはりホルムズ海峡の扱いであったよう

だ。戦力で劣るイランにとってホルムズ海峡をコントロールする能力は米軍と対等に立ち向かえる最強の武器なのである。交渉決裂の後、トランプ大統領は米軍がホルムズ海峡を封鎖すること、イランへの限定的な軍事攻撃を再開することを発表した。イランも対抗措置をとる姿勢をみせている。これでは元の状態に戻ってしまうのかと懸念されるが、トランプ大統領の言動は戦闘を早く終わらせたいという気持ちがかげえるものであり、やがて次の停戦への動きが出てくることは十分考えられる。停戦協議決裂の報を受け、たものの、株式市場にとって、両国が直接、対面交渉を行っただけでも意味がある、といったところが本音ではなかったか。

しかし、当面は戦闘状態が継続することが予想されるため、株式市場は戦闘の展開に一喜一憂しながら、株価は乱高下することが避けられないだろう。そうしたなかで、パキスタンが仲介者に名乗りをあげたように米・イラン停戦につながる新しい動きが出てくるのが期待される。